

平成26年度 第9回村上市市民憲章等審議会 会議録

1. 開催日時 平成26年10月30日（木）19:00～21:40
2. 開催場所 村上市役所 5階 第5会議室
3. 出席委員 五十嵐誠、本間てるみ、高橋健也、鈴木真由子、吉川準一、板垣 真、稲垣晴一、斎藤俊則、鈴木源左衛門、圓山文堯
4. 欠席委員 磯部孝行、鈴木いづみ、船山一広
5. 出席職員 政策推進課；渡邊課長、竹内課長補佐、田中副参事、中村主事
6. 傍聴者 なし
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第9回村上市市民憲章等審議会

と き 平成26年10月30日(木) 19:00～
ところ 村上市役所5階第5会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 報 告

これまでの経緯について 資料-1

4. 議 事

(1) スケジュールについて 資料-2

(2) 条例素案の検討 資料-3

5. その他

6. 閉 会

会 議 経 過

1. 開会(19:00)

事 務 局； 皆さまお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。それでは、ただいまから平成26年度第1回市民憲章等審議会を開催させていただきます。始めに会長から挨拶をお願いします。

2. 挨拶

会 長； 始めに、皆さんで市民憲章を唱和させていただきます。

一 同； (市民憲章の唱和)

会 長； お久しぶりでございます。一同に会するのは7ヶ月ぶりとなります。

今日までの経緯は、後ほど事務局から説明していただきますが、条例文をつくるというのは単純に言葉を繋ぐだけではなく、法的な面をはじめ、様々な縛りがあることから、市役所内部での調整も難航したようです。今日は、次第の4. 議事(2) 条例素案の検討が重要な議題となりますので、そこに多くの時間を割いて検討したいと思います。

事 務 局； ありがとうございます。それでは、次第の3. 報告からは会長の進行で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3. 報告

これまでの経緯について

会 長； まず、これまでの経緯について事務局からお願いします。

事 務 局； (資料1に基づき説明)

市役所内部で策定に関する作業部会を開催しましたが、非常に難航し会議を開いても結論に至ることがなかなかできずにいました。そのためにこれまで時間がかかってしまい、ようやく条例が形になってきたところです。

会 長； 皆さんから何か質問などはありますでしょうか。

一 同； (特になし)

会 長； それでは議事に入ります。

事務局からスケジュールについてお願いします。

4. 議事

(1) スケジュールについて

事 務 局； (資料2に基づき説明)

パブリックコメントを行い、結果を受けた形で修正等を加える必要がありますので、その時期を考えると提案は12月の議会では難しいという結論に達しました。条例の提案を3月定例市議会に送らせていただきたいと思います。

会 長； ありがとうございます。

今ほどの説明ですが、今日の審議しだいで第10回審議会を開催するというところでよろしいでしょうか。

事 務 局； 今日の審議によって積み残しや深い議論になる場合は、第10回の開催となり

ます。概ね良いとなれば、パブリックコメント以降の審議に時間をかけたいと思いますので、柔軟な対応をお願いいたします。

会 長； 皆さんから何か質問等ありますでしょうか。

委 員； パブリックコメントではなるべく大勢の人から意見をもらえるように工夫していただきたい。

事 務 局； 分かりました。事務局としても努力したいと思います。

会 長； 他にありませんでしょうか。

無いようであれば、今後はこのようなスケジュールで進めていきます。それでは、本日の主題である条例素案の検討に入りたいと思います。

(2) 条例素案の検討

会 長； 行政側の人ではない人を見て、条文が分かりやすいのかを検討しなければなりません。それが私たちの役割でないかと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

事 務 局； (資料3に基づき条例素案の説明)

会 長； 資料にある解説書はパブリックコメントの際に出すのですか。

事 務 局； パブリックコメントなどの際に解説書も出す予定です。

委 員； この条例が市民の皆さんに触れていくとき、どういう形で出されるのでしょうか。

事 務 局； 市民の方への伝え方の研究もしていかなければならないと思っていますが、そのあたりについては委員の皆さんからのご意見も伺いたいと思っています。市民憲章の制定の際には、ホームページで詳しい解説をしたり、市報むらかみで特集や定期発行をしたり、出前講座などもしています。

副 会 長； 「市民」という言葉は、一般的な解釈では「個人」となりますが、解釈ではもっと大きく捉えられています。一般的な感覚と違うのではないのでしょうか。

委 員； 「市民」という定義を説明のように包括的にやるのが「良い」のか「悪い」のかという問題はあると思いますが、文章の中には「個人」という捉え方も混在しているように思います。そのあたりがわかりにくく、私たちの感覚とずれてしまっていると思います。

事 務 局； どこまでが市民なのかという点で迷う部分がありました。住んでいる方でもまちづくりに協力する方がいるし、会社や学校に来る方の中にも清掃活動やボランティアをする方がいます。そう考えると、「市民」というものが広い意味となりました。

委 員； 「市民」というのがまちづくりに関わる人ということでしたが、私たちの感覚とはずいぶん違います。やはり、「市民」は村上に住んでいる人ではないのでしょうか。

委 員； 「市民団体」というのは、どんな団体をいうのですか。

事 務 局； 生涯学習に携わる団体やまちづくりに活動されている団体などを想定していますが、宗教活動などをされているような場合は、市民であっても含まれないのではないのかと思っています。

- 委員； 「市民」の中に「市民団体」も「コミュニティ」もすべて含まれると定義されているので、それはそれで正しいと思うのですが、「市民」と言われたときの感覚が私たちの感覚と違いすぎるのではないのでしょうか。
- 事務局； 「市民」を大きく捉えないでみると、例えば、「市民、〇〇団体、まちづくり協議会、コミュニティ…〇〇は、」などいうように、以下の条文の頭にはすべての名称が入らざるを得ません。「等」という表し方も範囲が広く捉えられると思います。仮にそうした場合は、含まれていない団体はどうなのかという意見にもなりかねないと思うのです。
- 委員長； 「コミュニティ」も「市民団体」も市民、「1人の市民」も市民という点でとても違和感があります。
- 委員； 「包括的な市民」と「一市民」というものを分けるということができないのでしょうか。
- 委員； 「市民団体」などは、意味が大きく捉えられてしまうのではないですか。
- 委員； 全て「団体」という表現はできないのでしょうか。
- 委員； 「市民」を個人とするべきではないのでしょうか。そうすれば、「コミュニティ」などの各団体が生きてくるのではないかと。
- 事務局； 他市の条例では、市民を「住んでいる人」と割り切るところもあります。
- 委員； そのようにできないのですか。
- 委員； やはり、私としては会社や学校にいる人なども含めた方が良いと思います。
- 事務局； 審議会の意見としては、「市民」は「個人」であるということ点では一致していると思います。このままでは皆さんをはじめ、市民の方との間で感覚に相当のずれ生じてしまいます。
- 会長； 「市民」というものを「個人」と捉えた方が良いという意見ですが、それでよいのでしょうか。
- 委員； （一同賛成）
- 委員； 「市民一人ひとり」は「一人一人」なのか、それとも「一人ひとり」なのか。
- 事務局； 条例文としては「一人一人」のようですが、あえて「一人ひとり」にしました。後で精査したいと思います。
- 委員； 私自身も「一人ひとり」が良いと思います。
- 委員； 「課題の解決」と「課題解決」の2つの表記があります。どちらが良いのでしょうか。
- 委員； 「の」があると柔らかく、「課題があった場合」と聞こえます。
- 会長； 「の」を入れてよいのでしょうか。
- 一同； （一同賛成）
- 委員； 「意見」と「発言」の違いはどうでしょうか。
- 事務局； 深い考えを持たずに発言することとして捉えています。
- 会長； 委員、よろしいのでしょうか。
- 委員； わかりました。
- 委員； 「幸福の実現」という表現に別な表現はないのでしょうか。

委員； 第3条の(2)から(4)は方法であり、(1)については、ほかの号と少し性格が違います。

委員； この号が無くて良いのではないのでしょうか。

会長； 無い方がすっきりしますね。いかがでしょうか。

委員； (異議なし)

会長； 第4条は何かありますか。

委員； (異議なし)

会長； 第5条はいかがですか。

委員； 第1項と第2項で一つの条文にならないのでしょうか。

委員； 「体制の整備」というものが必要なのか疑問です。

会長； 私は必要だと思います。

事務局； 役所の体制の整備だけではありません。市民の皆さんが参画しやすい体制を整備するという意味もあります。今、地域まちづくり協議会が各地で頑張っていますが、現在、市の条例には「交付金に関する条例」しかありません。そういう意味も含まれているのです。

会長； 様々な活動をしていて、「担当課が違うから手伝わない」とか「協力しない」というようなことが見られたように聞いています。正にそういうものに対しては、「体制の整備」が必要だと思うのです。

副会長； 「市民団体」は何をすべきかがはっきりしないと思います。

事務局； 市民の皆さんをどんどん誘い込んで、市民団体に参加している人の意識を高めて、まちづくりに貢献しようという意味となっています。

委員； この条は、何を言わんとしているのかわかりづらい。言い方を変えるべきではないのでしょうか。

委員； 他の内容と重なる部分もあるように感じます。

事務局； 次回まで整理したいと思います。

委員長； 第7条についてはどうでしょうか。

委員； 「生活環境の維持、向上」とありますが、「維持」ですか、「向上」ですか。

事務局； 「向上」でよいと思うのですが、「保全」という意味もあります。

委員； 「市民に身近な」とありますが、言い回しがおかしいのではないのでしょうか。

事務局； 「市民にとって身近な」となるべきでしょうか。次まで考えたいと思います。

委員長； 第8条はどうでしょうか。

委員； 突如、「地域の元気づくり」とありますが、表現が受け入れられるでしょうか。唐突ではないでしょうか。

事務局； 市民協働のまちづくりの中で、「地域の元気づくり」と言っているのです。

委員； 「地域まちづくり組織」となっていますが、「地域まちづくり協議会」ではないのでしょうか。

事務局； 「地域まちづくり協議会」と呼んでいます。条例上は「地域まちづくり組織」となっています。条例として表現をすべて合わせているのです。

委員； 「地域の活性化」と「地域課題の解決」とありますが、「地域」を外して「課題の解決」でよいのではないのでしょうか。

事務局； 地域独自の課題の解決という意味ですが、「地域」を外しても通じますので、言い回しが良くないと感じるようであれば外したいと思います。

委員長； 「地域」という言葉が重なるという意味で、おかしい感じがするのだと思います。

事務局； 次回に修正させてください。

委員長； 第9条はどうでしょうか。

委員； 特に意見はありません。

委員； （一同異議なし）

委員長； 第10条はどうでしょうか。

委員； この条文だけ言い切りが「します。」となっているのですがいかがでしょうか。

事務局； 当初、ですます調の条文も考えたことから修正ミスです。大変すみませんでした。

事務局； 「団体の意見を尊重」とありますが、「団体」の定義がどこにもありません。一方で「個人の意見」は尊重しないのかということもあり、悩むところですが、一人ひとりの意見を聞かなければならないのかという議論にもなると思います。

委員； この条文に「市民」が無いのはいろいろな方から言われると思います。

委員； 「市民等」や「団体等」という表現はどうでしょうか。

事務局； 「等」という部分があいまいということで、使わないようにしています。

委員； 「まちづくりに協働にして取り組む」とされているから、すべての方というものではないはずです。

事務局； 「等」の使用を含め、考えたいと思います。

委員長； 第11条についてですが、いかがでしょうか。

委員； 第11条の第1項は市の役割ではないですか。

委員； 第11条の内容が他の条文と重なるところがあります。修正した方が良いと思います。

事務局； 確かにそう思います。次回までの宿題としたいと思います。

委員長； 第12条はいかがでしょう。

事務局； 「市民」が「個人」となったことで、条文に整理が必要となりました。

委員； そうですね。その整理だけでよいと思います。

委員長； 他にありますか。

委員； （一同異議なし）

委員長； 第13条はどうですか。意見はありますか。

副委員長； 「参加」と「参画」という部分でどちらにするかということでしたが、「参画」という言葉は重いのではないのでしょうか。

委員； 第4条で「参画」とすると強制されたような感じがします。第4条は「参加」とし、第13条を「参画」としたらどうでしょう。

事務局； 次まで検討することとさせていただきます。

委員長； 続いて第14条についてはどうでしょうか。

委員； 良いのではないのでしょうか。

委員；（一同異議なし）
委員長； 次、15条の関係機関との連携はどうですか。
委員； 良いと思います。
委員；（一同異議なし）
事務局； 今後の市も近隣市町村などとの広域的な連携が必要となっていており、そのことも想定している条文となっています。
委員長； その次の規則制定の部分の考え方はどうでしょうか。
事務局； この部分は、市が勝手に運用したり判断したりしないようにというブロックになっています。規則制定ができませんので、解釈が難しい場合は、改正により議会に諮る必要があります。
委員； 他市の場合はどうですか。
事務局； 条項はそれぞれの市町村で様々ですが、1年に1度見直しするというような条項があるものもあります。
委員； これで良いのではないのでしょうか。
事務局； 前文のところで、「山、川、海」が「海、山、川」ではないかというところが議論になりましたが、市民憲章で既に議論をしていますので、「山、川、海」とさせていただきます。
委員； それで良いと思います。山から川に流れて海に注ぐというテーマがあると思います。
委員長； それでは、今、意見のあった修正部分の整理をお願いします。

5. その他

会長； それでは、次回の日程についてですが、事務局の方で案はありますか。
事務局； 11月10日から13日の間で設定したいと思っているのですが、皆さんの都合がなかなか合わずにどうしようかと思案していました。
副会長； 10日は最初から出られませんが良いのでしょうか。
委員； 10日であれば良いと思います。
事務局； 他の業務で時間が少なく、資料の事前配布はできません。お許してください。
会長； その他ありますか。
事務局； 市民憲章のポスターを作成しましたので、公共施設に順次配布予定です。配付の準備ができたところから町内や集落の集会場掲示用にお配りしています。
副会長； ホームページからのこのポスターのダウンロードはできますか。
事務局； できるように準備する予定です。
副会長； できれば葉書サイズのものもあれば良いと思います。年賀状に合うように今年中にできませんか。
事務局； 文字が小さくなってしまいますので、写真と文章を分けてダウンロードし、任意に加工できるようにできないかなどと工夫してみたいと思います。
会長； その他ありますか。
事務局； 市報の1日号に市民憲章の記事を連載で載せており、委員の感想も入れていますのでご覧ください。

会 長； それでは、終わりに副会長からの挨拶をお願いします。

副 会 長； 有意義な時間をありがとうございました。私たちは言いたいことばかり言っていて、事務局の方が大変だろうと思っています。より良いものができればいいなと思っていますので、事務局の皆さんも健康に留意して頑張ってください。

6. 閉会 (21:40)

第9回村上市市民憲章等審議会



第9回村上市市民憲章等
審議会の開催風景

村上市民憲章の唱和から
会議が始まります。



真剣な検討が夜遅くまで
続きました。



3時間に迫る深い論議が
交わされました。今回の課
題は、次回に修正しながら
再検討となりました。

